

社会福祉法人今帰仁村社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

平成29年6月28日制定

令和 2年3月26日改正

令和 2年11月9日改正

令和 3年 6月1日改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人今帰仁村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長、副会長については、報酬、通勤手当を支給する
- (2) 会長、副会長以外の理事については、報酬や手当を支給しない。
- (3) 監事については、監査報酬を支給する。

(報酬等の額)

第4条 会長、副会長の報酬の額は次のとおりとする。

- (1) 会 長 月額 50,000 円
- (2) 副会長 月額 7,000 円
- 2 監査を行った場合の監事の監査報酬は、日額8,000円とする。
- 3 通勤手当は、本会事業職員等給与規程第12条の規定に準ずる額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長、副会長の報酬等の支給日は、毎月21日とする。

ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日までに支給する。

- 2 会長、副会長が月の途中で就任又は退任する場合は、日割り計算とする。
- 3 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 理事、監事が会長の命を受けて、法人業務を行う場合や理事会及びその他会議へ出席した場合には、次のとおり費用弁償を行う。

- (1) 費用弁償は、日額3,000円とする。
- 2 交通費の実費が前項の費用弁償を超える場合には、旅費規程に基づき旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年11月9日から施行し、令和2年11月1日から適用する。

附則

この規程は、令和3年6月1日から適用する。